

## 監査委員の決算審査意見

平成26年度中頓別町各会計歳入歳出決算審査は、平成27年6月30日から8月20日（中頓別町国民健康保険病院事業会計）、7月27日から8月20日（中頓別町一般会計等その他全会計）の日程で行われました。監査委員からの決算審査意見書の要旨をお知らせいたします。

~~~~~

### 決算審査意見書の要旨

#### (1) 中頓別町国民健康保険病院事業会計

平成26年度の病院事業の決算状況は、損益計算書で15,000千円の純利益となり、累積欠損金は120,000円となっている。

収益的収支の一般会計繰入額が前年度の202,257千円から本年度206,388千円と4,131千円増加しているが、純利益が前年度14,816千円、本年度15,000千円であることから、3,947千円増加である。

しかし、費用において、制度改正による単年度措置として特別損失14,066千円を計上していることから、計上赤字は10,119千円減少したことになる。

最大の課題であった医師2名体制が一時的（平成26年11月から平成27年4月まで）に実現されたが、退職により従前の厳しい環境の中での経営を余儀なくされている。

早期に医師2名体制を回復するとともに看護師など医療技術者の確保を図り、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営に努力されたい。

| 項 目 |              | 平成26年度  | 平成25年度  | 増減      |       |
|-----|--------------|---------|---------|---------|-------|
| 入院  | 患者数          | 延 数     | 7,118人  | 6,383人  | 735人  |
|     |              | 1日平均    | 19.5人   | 17.5人   | 2.0人  |
|     | 患者1人1日当り診療収入 | 23,785円 | 22,520円 | 1,265円  |       |
| 外来  | 患者数          | 延 数     | 15,249人 | 15,466人 | ▲217人 |
|     |              | 1日平均    | 62.2人   | 63.4人   | ▲1.2人 |
|     | 患者1人1日当り診療収入 | 7,095円  | 6,467円  | 628円    |       |

## (2) 一般会計及び特別会計（国民健康保険病院事業会計を除く）

平成22年度において、実質公債費比率21.7%（判断基準25.0%以下）となり、早期健全化団体から脱却し、以降、平成23年度18.7%、平成24年度15.8%、平成25年度12.4%、平成26年度8.6%と着実に財政の健全化が図られている。

しかし、財政力が脆弱な本町にとっては、歳入の6割を超える地方交付税が財政健全化法4指標の算定基礎となる標準財政規模（分母）に大きく影響し、国の経済情勢、本町の人口減少などから、将来とも安定した交付額を期待することはできない。

平成26年度末の公債費借入残高（町債元金）は48億9千4百万円（前年度末53億4千2百万円）とまだまだ重い負担であることから、さらなる行財政改革をすすめ、各種財政指標の逡減を図ることが重要である。

審査の結果、前年度指摘事項に対する改善があったことは評価するが、下記について指摘事項が認められたので改善を図りたい。

### （指摘事項）

① 町税、各種使用料等の収入未済額の解消について、本件については催促、督促、さらに差押え処分も行われており、職員の努力により改善が図られているものもあるが、病院会計を除く平成26年度末の収入未済額は、年々減少しつつあるが、9,710千円に達している。納税者、利用者に対して不公平感を与え、納税、納付意欲の低下を招くことがないように、より一層収入未済額の減少に努められたい。

特に介護保険料滞納繰越分については、平成26年度における収入額が皆無で平成27年度に繰り越されている。年度当初からの解消努力が必要と考える。

② 農村パートナー対策運営事業補助金について、農村パートナー対策実行委員会に対し、平成26年7月18日に運営補助金として20万円を交付したが、予定した事業が実施されず、平成27年3月29日に16万円が戻入されている。

町の基幹産業でありながら歯止めがかからない営農戸数の減少に大きな要因となっている後継者不足、とりわけパートナー対策の重要性を認識し、申請者の計画的な事業執行と補助金を交付する町の審査に対する改善が必要と判断する。

③ 教職員住宅使用料の誤徴収について、平成20年度の町職員住宅使用条例の改正の際、2戸の住宅について適用単価を誤り、過去5年間にわたる誤納使用料148,800円を4名の教職員に返還したものであるが、あってはならない誤りである。チェック体制の再構築を強く求める。

④ 水道、下水道使用料の誤徴収について、本件は平成26年7月に、町内の1階が店舗、2階が住宅、契約世帯が別々でそれぞれに水道メーターが設置されている併用住宅において、水道料金及び下水道料金を誤徴収していたもので、契約者の問い合わせにより判明したものである。

原因調査の結果、昭和61年併用住宅建設時からメーターの読み違いによる誤徴収が続いていたとの推測である。

過少納付の請求には時効が存在するため、結果として過多納付に対する利用者への返還額354,150円が生じたものであり、町に対す損失を与えたばかりか利用者の行政に対する信頼をも失墜させる事案となった。

原因、責任の所在について聴き取りを行ったが、時間が経過し、当時の理事者、担当者が不在であること等を考慮すると真相を解明することは困難と判断した。

町民の信頼回復のため、強い反省と再発防止に万全を期することを求める。

